

訪問看護療養費

(訪問看護基本療養費) + (訪問看護管理療養費および加算) + (訪問看護情報提供療養費) + (訪問看護ターミナルケア療養費)

訪問看護ステーションの診療報酬(精神科訪問看護以外)

					算定できる ステーション				
					10割	1割	2割	3割	
訪問看護基本療養費(Ⅰ) 1日につき									
イ	保健師、助産師又は看護師(ハを除く)	(1) 週3日目まで			¥5,550	¥ 555	¥ 1,110	¥ 1,665	
		(2) 週4日目以降			¥6,550	¥ 655	¥ 1,310	¥ 1,965	
ハ	悪性腫瘍の利用者に対する緩和ケア、褥瘡ケア又は人工肛門ケア及び人工膀胱ケアに係る専門の研修を受けた看護師による場合(管理療養費算定不可)				¥12,850	¥ 1,285	¥ 2,570	¥ 3,855	
ニ	理学療法士、作業療法士、又は言語聴覚士				¥5,550	¥ 555	¥ 1,110	¥ 1,665	
訪問看護基本療養費(Ⅱ) 同一建物居住者1日につき									
イ	保健師、助産師又は看護師(ハを除く)	(1) 同一日2人週3日まで			¥5,550	¥ 555	¥ 1,110	¥ 1,665	
		同一日2人週4日以降			¥6,550	¥ 655	¥ 1,310	¥ 1,965	
		(2) 同一日3人以上週3日まで			¥2,780	¥ 278	¥ 556	¥ 834	
		同一日3人週4日以降			¥3,280	¥ 328	¥ 656	¥ 984	
ハ	悪性腫瘍の利用者に対する緩和ケア、褥瘡ケア又は人工肛門ケア及び人工膀胱ケアに係る専門の研修を受けた看護師による場合(管理療養費算定不可)				¥12,850	¥ 1,285	¥ 2,570	¥ 3,855	
ニ	理学療法士、作業療法士、又は言語聴覚士	(1) 同一日2人まで			¥5,550	1285	2570	3855	
		(2) 同一日3人以上			¥2,780	1285	2570	3855	
訪問看護基本療養費(Ⅲ) 外泊中1日につき									
	*通常1回(基準告示第2の1に規定する疾患等の利用者の場合は2回)(管理療養費なし)				¥8,500	¥ 850	¥ 1,700	¥ 2,550	
《加算》									
○	緊急訪問看護加算(診療所・在宅療養支援病院の指示)1日につき				¥2,650	¥ 265	¥ 530	¥ 795	複
					¥2,000	¥ 200	¥ 400	¥ 600	
○	難病等複数回訪問加算	イ1日に2回の場合	(1) 同一建物内1人又は2人		¥4,500	¥ 450	¥ 900	¥ 1,350	複
			(2) 同一建物内3人以上		¥4,000	¥ 400	¥ 800	¥ 1,200	
		ロ3回以上の場合	(1) 同一建物内1人又は2人		¥8,000	¥ 800	¥ 1,600	¥ 2,400	
			(2) 同一建物内3人以上		¥7,200	¥ 720	¥ 1,440	¥ 2,160	
○	長時間訪問看護加算(90分を超える訪問看護・特別管理加算対象・特別指示期間は週1日〔15歳未満の(準)超重症児・15歳未満の特別管理加算対象は週3日〕)				¥5,200	¥ 520	¥ 1,040	¥ 1,560	1 *1
○	乳幼児加算(6歳未満)(1日につき)				¥1,800	¥ 180	¥ 360	¥ 540	複
					¥1,300	¥ 130	¥ 260	¥ 390	
○	複数名訪問看護加算(看護職員との同行)								
イ	看護師等(准看護師を除く)と訪問(週1日)		(1)同一建物内1人又は2人		¥4,500	¥ 450	¥ 900	¥ 1,350	1 *1
			(2)同一建物内3人以上		¥4,000	¥ 400	¥ 800	¥ 1,200	
ハ	その他職員(看護師等又は看護補助者)と訪問(週3回)		(1)同一建物内1人又は2人		¥3,000	¥ 300	¥ 600	¥ 900	複
			(2)同一建物内3人以上		¥2,700	¥ 270	¥ 540	¥ 810	
ニ	その他職員(看護師等又は看護補助者)と訪問(厚生労働大臣が定めた疾病等別表七、八と特別看護指示書期間は制限なし)								
		(1) 1日に1回の場合	(1)同一建物内1人又は2人		¥3,000	¥ 300	¥ 600	¥ 900	
			(2)同一建物内3人以上		¥2,700	¥ 270	¥ 540	¥ 810	
		(2) 1日に2回の場合	(1)同一建物内1人又は2人		¥6,000	¥ 600	¥ 1,200	¥ 1,800	
			(2)同一建物内3人以上		¥5,400	¥ 540	¥ 1,080	¥ 1,620	
		(3) 1日に3回の場合	(1)同一建物内1人又は2人		¥10,000	¥ 1,000	¥ 2,000	¥ 3,000	
			(2)同一建物内3人以上		¥9,000	¥ 900	¥ 1,800	¥ 2,700	
○	夜間・早朝訪問看護加算	夜間(18時~22時)、早朝(6時~8時)			¥2,100	¥ 210	¥ 420	¥ 630	複
○	深夜訪問看護加算	深夜(22時~6時)			¥4,200	¥ 420	¥ 840	¥ 1,260	
+									
訪問看護管理療養費および加算					10割	1割	2割	3割	
1.	月の初日の訪問日	・機能強化型3			¥8,470	¥ 847	¥ 1,694	¥ 2,541	
2.	2日目以降(1日につき)				¥3,000	¥ 300	¥ 600	¥ 900	
○	24時間対応体制加算(1月につき)看護業務の負担軽減の取り組みを行っている場合				¥6,800	¥ 680	¥ 1,360	¥ 2,040	1
○	特別管理加算(月1回)	・重症度高い			¥5,000	¥ 500	¥ 1,000	¥ 1,500	複
		・その他			¥2,500	¥ 250	¥ 500	¥ 750	
○	退院時共同指導加算(1回、基準告示第2の1に規定する疾患等の利用者は2回)				¥8,000	¥ 800	¥ 1,600	¥ 2,400	1 *2
					¥2,000	¥ 200	¥ 400	¥ 600	
○	退院支援指導加算(退院日)1回				¥6,000	¥ 600	¥ 1,200	¥ 1,800	1
		(長時間にわたる療養上の指導を行った場合)			¥8,400	¥ 840	¥ 1,680	¥ 2,520	
○	在宅患者連携指導加算(月に1回)				¥3,000	¥ 300	¥ 600	¥ 900	複
○	在宅患者緊急時等カンファレンス加算(月2回)				¥2,000	¥ 200	¥ 400	¥ 600	複
○	看護・介護職員連携強化加算(月1回)				¥2,500	¥ 250	¥ 500	¥ 750	1
○	専門管理加算(月1回)				¥2,500	¥ 250	¥ 500	¥ 750	複
○	訪問看護医療DX情報活用加算(月1回)				¥50	¥ 5	¥ 10	¥ 15	
+									
訪問看護情報提供療養費 1・2・3 (月1回)					¥1,500	¥ 150	¥ 300	¥ 450	
+									
訪問看護ターミナルケア療養費 1					¥25,000	¥ 2,500	¥ 5,000	¥ 7,500	
遠隔死亡診断補助加算(1回)					¥1,500	¥ 150	¥ 300	¥ 450	

\*1:異なる週であれば各ステーションが算定可能 \*2:厚生労働大臣が定める別表七、八の利用者に対し、複数日であれば1人の利用者につき月2回まで算定可能であり、それぞれを2カ所のステーションで1回ずつ算定可